

菊池川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、菊池川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、やまめ、かまつか、てながえび、すっぽん及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間及び漁具・漁法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法によりウ欄に掲げる統数の範囲で、エ欄に掲げる区域でオ欄に掲げる期間において行わなければならない。

ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁具・漁法、統数、区域又は期間を制限することができる。

2 理事が前項に掲げる制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ	竿 釣 (友釣)	1人1本	内共第1号の漁場内	6月1日から 11月30日まで
	竿 釣 (がっくりがけ)	ルアー・リールの使用は禁止	〃	10月1日から 11月30日まで
	投 網 四 っ 手 網	制限なし	〃	7月15日から 11月30日まで
	刺 網	1統50メートル以内1人2統以内 (夜間燈火使用禁止)	〃	8月1日から 11月30日まで

	縄 場 釜 や な	1人1ヶ所	指定縄場箇所	9月1日から 11月30日まで
こ い	竿 釣	竿釣1人3本以内	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	投 網 四 つ 手 網	制限なし	内共第1号の漁場内	7月15日から 翌年2月末まで
	刺 網	1統50メートル以内1人2統以内	内共第1号の漁場内	8月1日から 翌年2月末まで
	待 た ぶ		内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	は え 縄	30メートル以内 1人3本以内	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
う な ぎ	竿 釣	竿釣1人3本以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
	うなぎ築石	1人3ヶ所以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
	うなぎてぼ	1人10本以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
	は え 縄	30メートル以内 1人3本以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
は え (おいかわ) ・ ふ な ・ う ぐ い ・ か ま つ か ・ て な が え び ・ す っ ぽ ん ・ わ か さ ぎ	竿 釣	制限なし	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	投 網 四 つ 手 網	制限なし	内共第1号の漁場内	7月15日から 翌年2月末まで
	刺 網	1統50メートル以内1人2統以内	内共第1号の漁場内	8月1日から 翌年2月末まで
	待 た ぶ		内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	は え 縄	30メートル以内 1人3本以内	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	えび玉すく い		内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	やまめ	竿 釣	竿釣1人1本	内共第1号の漁場内
もくずがに	釜つき刺網 竹棚使用かに場	1人1ヶ所 300ヶ所以内	指定縄場箇所	9月1日から 11月30日まで

3 次の表に掲げる区域では、竿釣以外の方法で水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区 域
上内田川	山鹿市菊鹿町吉原砂防ダム下流端から吉原堰上流端までの区域
岩 野 川	山鹿市鹿北町椎持麻生橋上流端から下流800メートルまでの区域
	山鹿市鹿北町椎持板曲橋上流端の上流50メートルから下流 250メートルまでの区域
	山鹿市舞鶴橋上流端から下流500メートルまでの区域

4 次の表に掲げる区域では、第1項のあゆを除く魚種の投網で、網目8分目(12.5センチメートル)以上での採捕については、第1項の期間にかかわらず同表の期間とする。

河川名	区 域	期 間
菊池川	白石堰上流端の下流200メートルから河口までの区域	1月1日から 12月31日まで

5 オランダ釣りによる遊漁をしてはならない。

6 刺網又は船刺網の勢子は、1名とする。

ただし、勢子は、組合員又は第2条の規定により遊漁料の納付を受けた遊漁者に限る。

7 えさ付かごを使用して、もくずがにを採捕することを禁止する。

8 刺網の使用は、100名を限度とする。

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種、イ欄に掲げる漁具・漁法でウ欄に掲げる規模のものを使用してはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あ ゆ	投 網	網目 1.2 センチメートル 未満のもの
	刺 網・四つ手網	網目 2.0 センチメートル 未満のもの
こ い	投 網	網目 2.0 センチメートル 未満のもの
	刺 網・四つ手網	網目 7.0 センチメートル 未満のもの
ふな・てながえび おいかわ(はえ) うぐい・かまつか	投 網	網目 1.2 センチメートル 未満のもの
	刺 網・四つ手網	網目 1.2 センチメートル 未満のもの
もくずがに	釜つき刺網・竹柵使用かに場	網目2寸5分(7.5センチメートル) 未満のもの

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
や ま め	全長15センチメートル以下
もくずがに	全甲幅長4センチメートル以下
う な ぎ	全長21センチメートル以下

(放流種苗保護のための制限)

第6条 魚種の区域及び期間については、第3条の規定にかかわらず、次の表の ア欄に掲げる河川のイ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

ア 河川名	イ 区 域	ウ 期 間
菊池川	山鹿大堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	七城町橋田堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 加恵堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 菰入堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	菊池市長清堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 菊池堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	立門取水堰軸より上流50メートル及び下流65メートルまで	1月1日から12月31まで
	菊池溪谷九電第5発電所取水堰より上流	1月1日から12月31まで
	白石堰上流端の上流120メートルから下流200メートルまでの区域	1月1日から12月31まで
	山鹿市岩野川吐合右岸に設置した標柱と左岸の志々岐に設置した標柱を結んだ線から下流1000メートルまでの区域	1月1日から12月31まで
菊池市清水橋上流端から菰入堰上流端までの区域	1月1日から12月31まで	
大場堰上流端より菊池溪谷九電第5発電所取水堰まで	10月1日より2月末日まで	
迫間川	七城町新田堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 荒野堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 辺田堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	竜門ダム軸より上流400メートル及び下流160メートル	1月1日から12月31まで
	市野瀬橋上流端から竜門ダム軸より下流160メートル地点まで	10月1日より2月末日まで
岩野川	山鹿市寺島堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 甲原堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで

	本多久橋上流端から上流の区域	10月1日より2月末日まで
上内田川	鹿本町梶屋堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31日まで
	深瀬橋上流端から上流の区域	10月1日より2月末日まで
木護川	銚ノ甲川合流点より上流	10月1日より2月末日まで
銚ノ甲川	菊池川合流点より上流	10月1日より2月末日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が竿釣のときは中学生徒までは無料、それ以外のときは、小学生児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を付加して得た額とする。

(1) 竿釣、待たぶ、はえ縄、うなぎ築石、うなぎてぼによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣(友釣) (がっくりがけ)	日券	2,000円
		年券	6,000円
こい・おいかわ(はえ)・うなぎ・ふな・うぐい・かまつかてながえび・すっぽん・わかさぎ・やまめ	竿釣(穴釣を含む) 待たぶ・はえ縄	日券	1,000円
		年券	3,000円
うなぎ	うなぎ築石・うなぎてぼ	年券	4,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法		遊漁料	
あゆ・こい・おいかわ(はえ) うなぎ・ふな・うぐい・かまつか・てながえび・すっぽん	投網		日券	2,000円
			年券	5,000円
あゆ・こい・おいかわ(はえ) うなぎ・ふな・うぐい・かまつか・てながえび・すっぽん	刺網	徒歩	年券	15,000円
		船使用	年券	30,000円
あゆ・もくずがに	縄場・笠やな 笠つき刺網・竹棚使用かに場		入札価格	

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合事務所（山鹿市南島1288番地2）
- (2) 遊漁料徴収業務委託者（各市町所在の釣具店等の取扱店含む）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）及び刺網・船刺網には遊漁承認帽（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 漁法
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、別記様式第1号とする。ただし、組合が指定するオンラインシステムで遊漁料の納付を受けたときに交付する場合は、別記様式第2号とする。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名
 - 3 漁場監視員証は、別記様式第3号とする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行し、漁業権の存続期間適用する。

この規則は、令和4年10月24日から施行し、漁業権の存続期間適用する。

この規則は、令和6年1月1日から施行し、漁業権の存続期間適用する。

総会決議 平成25年 8月20日

認 可 平成25年12月24日

総会決議 令和4年6月23日

認 可 令和4年10月24日

総会決議 令和5年10月19日

認 可 令和5年12月25日